

は政府が全額負担する。葬儀の名称は『故安倍晋三国葬儀』とし、無宗教形式でかつ簡素、厳粛に行う」と発表した。

国葬とは、国の儀式として国費で行う葬儀であり、昭和22年までは、国葬について定める「国葬令」があり、天皇、皇后、皇太后が亡くなられた場合の「大喪儀」と、摂政の資格を持つ皇族の葬儀は自動的に、また国家に貢献した者に対しては天皇の特旨を下して国葬を行った。

皇族以外の国葬は、明治16年の岩倉具視以来12名(内、軍人は、大山巖、東郷平八郎、山本五十六)である。戦後の日本国憲法下では、現皇室典範第25条には「天皇が崩じたときは、大喪の礼を国事行為として扱う国葬を行う」とのみ定められて他の法令はない。それに大きく影響したのは、葬儀はあくまでも宗教行事であり、「政教分離」を定めた現憲法下では、馴染まなかつたのではないだろうか。

国葬について

白石 博司 陸自66

安倍晋三元内閣総理大臣が7月8日に死去され、政府は同月22日に「9月27日に『国葬』を日本武道館で行うことを閣議決定した。葬儀委員長は、岸田文雄首相が務め、費用

は後閣議決定して肅々と実行し、国葬の前例を造り上げた。

岸田総理大臣は、安倍元総理に対する国葬決定について、「憲政史上最長の8年8カ月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって重責を担い、東日本大震災からの復興や日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開などさまざまな分野で実績を残し、その功績はすばらしいものがある。また、外国の首脳を含む国際社会から極めて高い評価を受けており、突然の蛮行で逝去されたことに対して、国の内外から幅広く哀悼や追悼の意が寄せられている。こうした点を勘案し、この秋に『国葬儀』の形式で、安倍元総理大臣の葬儀を行うこととする」と表明した。

しかし、吉田茂元内閣総理大臣の死去に伴い、当時の佐藤栄作首相は、敗戦日本を復興させた吉田茂元総理の多大なる功績を顕彰し、国民の同意をもとに、世界に日本の再生を宣言すべく、国葬の実施を即日決心、

国葬については、新聞・テレビでは反対意見を誇張して伝えている感があるが、世界からおびただしい弔意が寄せられ、バイデン米大統領を始め多くの首脳が追悼した。インド、ブラジル、キューバは国を挙げて喪に服してくれた。これほど世界から惜しまれた政治家に対し、心を込めた国葬をもってお送りするのが、日本国民として当然の礼節と考える。